

【**匠瑳市学校体育施設開故事業に係る感染拡大防止ガイドライン**】

令和2年7月1日

匠瑳市教育委員会生涯学習課長

初夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が解除されましたが、感染拡大の第2波を防止する必要があるため、「新しい生活様式」の定着など、これまでの生活様式を変えることが求められています。

つきましては、学校体育施設開故事業として、公共性を担保しながら、**学校へ通う児童、生徒や利用者の健康・安全を確保する必要があることから**、新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインを作成いたしました。

学校体育施設の利用にあたっては、**本感染拡大防止ガイドライン及びスポーツイベントの再開に向けた感染症拡大予防ガイドライン(令和2年5月14日付け公益財団法人日本スポーツ協会)を遵守**することを条件として施設利用を許可いたします。

利用団体の代表者は、責任を持って、本ガイドラインを遵守するよう利用団体構成員の皆様にご指導していただくとともに、各利用者を含む関係者全員が感染防止に取り組むようお願いいたします。

また、本ガイドラインを遵守されていないことが確認された場合、学校の児童・生徒や他の利用者の安全を確保する等の観点から、学校体育施設の利用の中止をしていただく場合があることをご承知くださいますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、今後、必要に応じて適宜見直しを行い、ご案内させていただきます。

本ガイドラインは、スポーツ庁が令和2年5月14日(改訂5月25日)に発行した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に作成しています。

学校体育施設を利用する際は、以下の留意事項を遵守してください。

■体調の確認

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせてください。
 - ア 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛・倦怠感・味覚障害などの症状がある場合)
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

■当日利用者名簿の記入及び保管

- ① 利用当日に、利用団体代表者は、感染防止対策チェックシートと以下の事項を記載した当日利用者名簿を記入してください。記入した名簿は、各団体で保管(最低1カ月)してください。また、生涯学習課スポーツ振興班から指示があった場合は速やかに提出してください。

※個人情報の取扱いに十分注意してください。

- ・代表者：氏名、住所、連絡先(電話番号)、当日の体温
- ・代表者以外利用者：氏名、連絡先(電話番号)、当日の体温

- ② 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した方がいる場合は、生涯学習課及び利用学校に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告してください。

■マスク等の準備

- ① マスクを持参してください。(観戦時等のスポーツを行っていない際や会話をする際はマスクを着用してください。)

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等で判断してください。マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意してください。

■運動・スポーツを行う際の留意点

- ① 運動・スポーツの種類に関わらず、感染症予防の観点から、周囲の人との距離(なるべく2m)を確保してください。(介助者や誘導者の必要な場合を除く)
- ② 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けてください。
- ③ 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ってください。
- ④ 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないでください。(屋内施設は厳禁)
- ⑤ 利用中に大きな声で会話、応援等をしないでください。
- ⑥ 会話は最低限とし、集団をつくらないでください。
- ⑦ 運動・スポーツ中に大声をださないでください。
- ⑧ 「ハイタッチ」や他の利用者や参加者と握手をしないで、うなずきや手を振ることで代替し、リスク軽減を図ってください。
- ⑨ 運動・スポーツを行う際は、十分な換気を行ってください。また、使用後は戸閉をお願いします。
- ⑩ タオルの共用はしないでください。
- ⑪ 利用後入替は、スムーズに移動し、長居せず、すみやかに退場してください。

■手洗いうがい、手指消毒について

- ① ハンカチ等を持参し、殺菌消毒用石鹼等(利用団体が準備)によるこまめな手洗いうがい、アルコール消毒液等(利用団体が準備)による手指消毒を実施してください。

■用具や使用したトイレの消毒

- ① 消毒液による劣化を防ぐため、学校の備品(支柱等)を使用する場合は、消毒液での消毒はせず、ゴム手袋等(利用団体が準備)を着用して、準備等を行ってください。
- ② 体育館使用後に床の清掃をしてください。(モップによるからぶきをした後、モップの消毒を実施)
- ③ 利用団体所有の備品については、毎回持ち帰ってください。(学校体育施設に置きっ放しは禁止)
- ④ 利用者が触れた体育館等の出入口ドアノブ・窓サッシ・照明スイッチ等及び使用したトイレのドアノブ・便座・床等は使用後に必ず消毒液(利用団体が準備)で清拭消毒してください。消毒の際は

使い捨てペーパーや布等(利用団体が準備)を用い、ゴミ等は利用者が持ち帰ってください。チェックシートに、利用団体名・代表者名・利用時刻・消毒実施完了時刻等を記入してください。(チェックシートは、当日記入後、必ず備え付けのファイルに綴ってください。)

■その他の遵守すべき内容

- ① 施設内での食事は禁止(飲料は可)とします。
- ② 運動・スポーツをしていない間や、競技者以外の方は、周囲の人との距離(できるだけ2m以上)を確保してください。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)
- ③ 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けるようお願いします。
- ④ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、指示に従ってください。

以上の留意事項が遵守されていないことが確認された場合、利用されている学校へ通う児童・生徒や他の利用者の安全を確保するなどの観点から、学校体育施設の利用を中止させていただきます。

また、再度の緊急事態宣言の発令など、今後の感染拡大状況により学校体育施設利用を休止することがありますので予めご了解ください。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

〒289-2141

匝瑳市八日市場ハ 793-1 八日市場ドーム内

匝瑳市教育委員会生涯学習課スポーツ振興班

TEL 0479-73-0097 FAX 0479-73-0015

E-Mail:s-sports@city.sosa.lg.jp